

神奈川県最低賃金審議会

令和3年度第1回神奈川県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和3年7月30日（金） 14：58～16：30		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 部会長・部会長代理の選出について 2 神奈川県最低賃金の改正決定について 3 その他		
議事要旨	<p>1 部会長に盛誠吾委員、部会長代理に千葉景子委員が選出された。</p> <p>2 統計資料について事務局から説明があり、それに対する質疑応答が行われた。</p> <p>3 神奈川県最低賃金について、公益委員が労使双方から意見聴取（個別折衝）を行った。</p> <p>(1) 労働者側の主張 昨年に引き続きコロナ禍であるが、神奈川県における最低賃金の水準は、未だワーキングプアを解消できない水準であり、当面の目指すべき水準は連合リビングウェイジによる時給1080円であること。 地域間格差については、最低賃金引上げの抑制でなく、適正な価格転嫁支援と人口減少問題を踏まえ労働力確保の観点での水準が必要である。 宿泊や飲食などを中心に一部の産業・業種で厳しい経営環境下にあるが、感染拡大から1年以上経過し、経済はもとより、働き方や暮らしが大きく変化する中ワクチン接種が進むことによる経済や雇用情勢の回復が期待される状況にある。 最賃近傍で働く立場の弱い労働者を取り残してはならず、セーフティネットとしての役割を果たす最低賃金の引き上げを行う論議が必要である。</p> <p>(2) 使用者側の主張 首都圏を中心にコロナ感染の拡大が続き、また「緊急事態宣言」が発出される状況の中で、特に宿泊業や飲食業、交通・運輸業、またその周辺業種を中心に回復どころかさらに厳しい業況が予想され、「我慢の限界」に来ているのが実情。 全国最高水準にある神奈川県において、まさにこのタイミングで業績の良し悪しに関わらず、一律な大幅引き上げは、経営者の「事業継続や雇用維持」という切実な思いを切り捨て、心をくじくメッセージにほかならず、到底納得を得られるものではない。 今後経済情勢が回復するまで神奈川県の最低賃金は現行水準を維持すべきである。</p> <p>4 労使の意見の隔たりが大きく、引き続き専門部会で審議を行っていくこととなった。</p>		